

福岡県立森林公園及び福岡県緑化センターにおける
無人航空機の飛行に関するガイドライン

福岡県立森林公園（福岡県立四王寺県民の森、福岡県立夜須高原記念の森）及び福岡県緑化センター（以下「森林公園等」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の飛行については、次のように取り扱うこととする。

1 定義

無人航空機とは、人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であつて、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものとする。（いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当。）ただし、機体本体の重量とバッテリーの重量の合計が200グラム未満のもの（模型航空機）を除く。

2 森林公園等の上空における無人航空機の飛行の規制の概要

| 地表又は水面からの高さ | 福岡県立四王寺県民の森 | 福岡県立夜須高原記念の森 | 福岡県緑化センター |
|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 150m 以上 | (1)国土交通大臣許可 | (1)国土交通大臣許可 | (1)国土交通大臣許可 |
| 150m 未満 | | (2)指定管理者許可 | (2)指定管理者許可 |

- (1) 空港の制限表面の上空又は地表・水面から150m以上の高さの空域の飛行
- イ 航空法第132条ただし書きに基づく国土交通大臣の許可（以下「国の許可」という。）を受けなければならない。
- ロ 国の許可を受けた場合、その旨を指定管理者に届出なければならない。
- (2) 地表又は水面から150m未満の高さの空域の飛行（(1)以外の空域の飛行）
- イ 次の目的で無人航空機を飛行させようとする者は、当該森林公園等を管理する指定管理者から福岡県立森林公園条例（昭和51年福岡県条例第24号。）第2条または福岡県緑化センター条例（昭和59年福岡県条例第4号。）第3条並びに、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく許可を受けなければならない。
- 写真又は映画（動画をいう。以下同じ。）撮影、報道取材、警備、測量、環境調査、自然観測、学術研究、インフラ点検・保守、事故・災害対応及びこれらに類するもの。
- なお、森林公園等の指定管理者が上記の目的で飛行させる場合は、許可を要しない。
- ロ その他の目的で無人航空機を飛行させようとする者は、原則として条例第4条第3項第1号（他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす恐れのある者）に該当し、禁止する。

3 森林公園等における無人航空機の飛行の許可の要件

(1) 航空法の遵守

航空法第132条の2に定められた飛行の方法によらない飛行

(イ) 次の飛行は、航空法第132条の2ただし書きの国土交通大臣の承認（以下「国の承認」という。）を得ていなければならない。

- ・ 夜間（日没から日の出まで）の飛行
- ・ 機材と周囲の状況を目視により常時監視できない状態での飛行

- ・ 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間の距離が30m未満となる飛行
 - ・ 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空の飛行
- (ロ) 次の飛行は、国の承認を得ていても許可しない。
- ・ 爆発物など危険物の輸送
 - ・ 無人航空機からの物の投下
- (2) 無人航空機の種類、機能及び性能
- 飛行させる無人航空機は、次に掲げる条件を満たすものであること。
- ・ 複数の回転翼を有し、安定性が高いマルチコプタータイプであること。
 - ・ 最大離陸重量が25kg未満であること。
 - ・ 物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。
- (例) プロペラガード、衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用またはカバーの装着
- ・ 当該無人航空機を使用する飛行について、国の許可又は国の承認を得ているか、そうでない場合は、国土交通省航空局のホームページに「実際に許可・承認を行った事例」として掲載されたもの同一の機種であること。改造を施したものについては、国の許可又は国の承認を受けたもの以外は認めない。
- (3) 無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力
- 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(平成27年11月17日国空航第684号、国空機第923号。以下「国審査要領」という。)4-2の基準を満たすこと。
- ※当該飛行について国の許可又は国の承認を要しない場合は、指定管理者において国審査要領4-2の基準を満たしているか確認するので、様式3を提出すること。
- (4) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
- イ 飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定していること。
- ・ 原則として樹木や池の上空等、第三者の上空を飛行しない経路とし、園路、広場の上空の飛行は必要最小限とすること。
 - ・ 池の上であっても、野鳥が多く飛来する時期等は許可しない。
 - ・ 飛行予定時間はバッテリー性能が考慮されていること。
- ロ 離着陸及び操縦を行う位置は、操縦への支障や離着陸時の事故の防止、施設の一般利用への支障について充分考慮して設定されていること。
- ハ 飛行する日及び時間帯は、来園者が少ない日、時間帯であること。
- ニ 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う補助者を配置すること。
- ホ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。
- ヘ 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。
- ト 第三者賠償責任保険に加入していること。
- (5) その他の要件
- 次の事項を遵守すること。
- ・ 第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。

- ・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。
- ・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。
- ・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
- ・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。
- ・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。
- ・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。
- ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、速やかに指定管理者に報告すること。
- ・施設内設備等を損傷した場合は、指定管理者の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償すること。
- ・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。

4 申請書類（福岡県立夜須高原記念の森、福岡県緑化センター）

イ 提出するもの

- ・森林公園等施設内における無人航空機飛行行為許可申請書（様式1）
- ・飛行計画書（様式2）

ロ 必要に応じて提出するもの

- ・国の承認に係る申請書（国審査要領様式1）及び承認書の写し
 ※国の承認を要する飛行の場合に提出
 ※申請書の添付書類の写しは不要
- ・無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（様式3）
 ※国の許可及び国の承認のいずれも要しない飛行の場合に提出

ハ 提出期限

- ・当該許可に係る行為をしようとする日の14日前の施設開園日まで

5 届出書類

イ 提出するもの

- ・森林公園等施設内における無人航空機飛行行為届出書（様式4）
- ・国の許可・承認に係る申請書（国審査要領様式1）及び許可・承認書の写し

ロ 提出期限

- ・当該届出に係る行為をしようとする日の7日前の施設開園日まで

6 提出先

飛行しようとする施設の管理事務所に持参、郵送もしくは電子メールにより提出してください。

※連絡先は下記のとおりです。持参する場合は事前に下記へご連絡ください。

| | |
|-------------------------------|---------------------|
| 福岡県立四王寺県民の森 | 092-932-7373 |
| kenminnomori@rhythm.ocn.ne.jp | 福岡県糟屋郡宇美町大字四王寺 207 |
| 福岡県立夜須高原記念の森 | 0946-42-0590 |
| yasu_kinen_mori@yahoo.co.jp | 福岡県朝倉郡筑前町櫛木 3-6 |
| 福岡県緑化センター | 0943-72-1193 |
| info@ryoku-cen.net | 福岡県久留米市田主丸町益生田 1125 |

7 適用

この取扱いは令和3年1月1日以降に申請及び届出を受け付けるものについて適用します。